

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援について

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策を紹介します。

制度の詳細な内容や申請手続きなどについては問い合わせください。

※掲載している情報は、7月3日現在のものです。最新の情報は市ホームページや問い合わせ先で確認してください。

<個人・世帯向け支援（生活支援）>

区分	対象	名称	支援内容等	申請期限等	問い合わせ先
給付	令和2年4月27日(基準日)に益田市に住民票のあるすべての住民 ※一部例外規定あり	特別定額給付金	[受給者] 世帯主 [給付額] 対象者1人につき10万円 [申請方法] 郵送またはオンライン	8月7日(金)	市特別給付金室 ☎ 31-1049 FAX 22-0437
	子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	[受給者] 児童手当の受給者(特例給付を除く) ※児童手当の手続きがお済みでない方は早め手続きをお願いします。 [給付額] 対象児童1人につき1万円	[公務員以外の方] 原則、申請不要 [公務員の方] ※要申請 9月30日(水)まで	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	子育て世帯	益田市子育て世帯臨時特別給付金	[受給者] 0歳～15歳の子を持つ児童手当の受給者(特例給付を含む) [給付額] 対象児童1人につき1万円 [申請方法] 郵送または窓口	※要件により申請期限が異なります。詳しくは問い合わせください。	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	ひとり親世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金 ※22～23ページをご覧ください。	[受給者] 児童扶養手当受給者等 [給付額] 基本給付:1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 [申請方法] 郵送または窓口	令和3年2月26日(金) ※児童扶養手当受給者は申請不要	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	ひとり親世帯のうち家計が急変し、収入が減少している方		[受給者] 児童扶養手当受給者等 [給付額] 追加給付:1世帯5万円 [申請方法] 郵送または窓口	令和3年2月26日(金)	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
	国民健康保険被保険者のうち感染症等により就労ができず給与等の支払いを受けられなかった方	傷病手当金	[支給額] (直近の3カ月の給与と収入等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	<適用期間> 令和2年1月1日～	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180
	後期高齢者医療制度加入者のうち感染症等により就労ができず給与等の支払いを受けられなかった方	後期高齢者医療傷病手当金	[支給額] (直近の3カ月の給与と収入等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	<支給対象期間> 令和2年1月1日～9月30日	島根県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0852-20-7526 市保険課 ☎ 31-0215 FAX 24-0180
貸付	休業等により家賃の支払いおよび住居の確保が困難な世帯	生活困窮者住居確保給付金	[支給先] 家主へ直接支払い [給付額] 家賃相当額(世帯員数によって上限あり) [支給期間] 原則3カ月(最大9カ月) [申請方法] 窓口(郵送可)	随時	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177
	休業等により一時的な生活資金が必要な世帯	緊急小口資金(特例貸付)	[貸付額] 10万円以内(特例の場合は20万円以内) [償還期間] 2年以内(据置期間1年以内) 無利子	9月30日(水)	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177
納税・支払猶予等	収入の減少や失業等により生活の立て直しが必要な世帯	総合支援資金(特例貸付)	[貸付額] 単身世帯:月額15万円以内 2人以上世帯:月額20万円以内 [貸付期間] 原則3カ月以内 [償還期間] 10年以内(据置期間1年以内) 無利子	9月30日(水)	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177
	事業収入・給与収入等が前年同期よりおおむね20%以上減少した方(事業者含む)	徴収猶予	[対象となる市税] 令和3年1月31日までに納期限が到来する市税(個人市県民税、法人市民税、固定資産税) [猶予期間] 最長1年間 ※国税・県税ともに同様の制度があります。詳しくは問い合わせください。	各納期限まで	【市税】市税務課収納対策室 ☎ 31-0611 FAX 23-3929 【国税】国税局猶予相談センター ☎ 0120-683-754 【県税】西部県民センター益田事務所 ☎ 31-9516

区分	対象	名称	支援内容等	申請期限等	問い合わせ先	
納税・支払猶予等	国民健康保険税	事業収入等が前年同期よりおおむね20%以上減少した世帯	徴収猶予	令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限のあるもの	各納期限まで ※令和元年度9期、10期分についてはご相談ください。	市保険課 ☎31-0212 ☎24-0180
		主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯、事業収入等が前年より30%以上減少した世帯	減免	令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの	令和3年3月31日まで	市保険課 ☎31-0212 ☎24-0180
	後期高齢者医療保険料	感染症の影響等により保険料の納付が困難となった方	徴収猶予	※後期高齢者医療保険料に関することは、右記へ問い合わせください。		島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7526 市保険課 ☎31-0215 ☎24-0180
		世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方	減免	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているもの		
		世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年事業収入等の額より30%以上減少した方		※後期高齢者医療保険料に関することは、右記へ問い合わせください。		
	国民年金保険料の納付が困難な方	免除等	※国民年金保険料の免除・納付猶予については、右記へ問い合わせください。		ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 日本年金機構浜田年金事務所 ☎0855-22-0670	
感染症の影響等により介護保険料の納付が困難となった方	徴収猶予 減免	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの [猶予期間]最長6カ月 ※介護保険料の分割納付・徴収猶予・減免についてはご相談ください。	各納期限まで	市高齢者福祉課 ☎31-0682 ☎24-0181		
水道料金・下水道使用料の支払が困難な方（事業者含む）	支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予の相談	納入期限の到来前まで	市上下水道部業務課 ☎31-0422 ☎24-2711 市上下水道部下水道課 ☎31-0323 ☎23-0930		
市営住宅入居中で急激に収入が減少した方	家賃減免 分割納付	家賃の減免・分割納付の相談 [減免額]現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額 [減免期間]申請月の翌月から令和3年3月分家賃まで	随時	島根県住宅供給公社 益田管理事務所 ☎31-1530 ☎31-1531		
その他	解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方	市営住宅の提供	市営住宅の提供の相談 [入居期間]3カ月（更新可能）	随時	市建築課 ☎31-0382 ☎31-0005	
	妊娠中の方	マスクの配布	妊娠届時に、市からの備蓄使い切りマスク50枚、国からの布マスク2枚を配布 ※その後は、出産まで毎月国からの布マスク2枚を郵送。	配布終了時期未定	市子ども家庭支援課 ☎31-1381 ☎23-7134 厚生労働省子ども家庭局母子保健課（マスク電話相談窓口） ☎03-5253-1111	

<事業者向け支援>

区分	対象	名称	支援内容等	問い合わせ先
休業補償	従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者	雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例)	[助成率]解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業 一律10/10 [上限額]1人あたり日額15,000円	益田公共職業安定所 ☎22-8609
資金繰り	令和2年1月～12月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業等	持続化給付金	[給付額]法人:200万円まで 個人事業者:100万円まで [申請方法]原則、電子申請 ※電子申請を行うことが困難な方は「申請サポート会場」へ相談してください。〈完全予約制〉 [申請サポート会場]益田商工会議所	〈持続化給付金事業コールセンター〉 ☎0120-115-570 〈申請サポート会場予約〉 自動ガイダンス ☎0120-835-130 オペレーター対応 ☎0570-077-866
	セーフティネット保証等の認定事業者	中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金】	[限度額]4,000万円 [利子]一定の条件で融資後3年間実質無利子 [信用保証料]一定の条件で国・県が全額補助	取引先金融機関
	セーフティネット保証等の認定事業者で、上記の感染症対策資金を満額借り入れた事業者	中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金】	[限度額]8,000万円 [利子]一定の条件で融資後4年間実質無利子 [信用保証料]一定の条件で国・県が全額補助	

<事業者向け支援>

区分	対象	名称	支援内容等	問い合わせ先
資金繰り	売上が対前年比で5%以上減少した中小企業者等	日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	[限度額] 中小企業者:6億円 小規模個人事業主:8,000万円 [利子] 一定の条件で融資後3年間実質無利子 [担保] 無担保	日本政策金融公庫 ※申請にあたっての相談は、 益田商工会議所 (☎ 22-0088) でも対応可能
	県制度融資を利用した際に島根県信用保証協会に保証料を支払った事業者	益田市緊急信用保証料補助金	支払われた信用保証料の一部を助成 ※補助対象および補助額は融資制度によって異なります。 [補助額] 10万円または40万円	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
その他	令和2年5月～12月の間で売上高が前年同月と比較して50%以上減少している事業者または令和2年5月～12月の間で連続する3カ月の売上高が30%以上減少している事業者	家賃支援給付金	月額家賃の一部を助成 [給付額] 個人事業主:最大300万円 法人:最大600万円 ※7月3日時点の情報です。最新情報については経済産業省ホームページをご覧ください。	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者	生産性革命推進事業	①ものづくり・商業・サービス補助…新製品、サービス、生産プロセスの改善に必要な設備投資に対する補助 ②持続化補助金…小規模事業者が経営計画を作成して取組む販路開拓等の取組に対する補助 ③IT導入補助…ITツール導入による業務効率化に対する補助	①② 益田商工会議所 ☎ 22-0088 ③ 一般社団法人サービスデザイン推進協議会 ☎ 0570-666-424
	事業継続に向けた売上確保のために新型コロナウイルス感染症対策に取組む事業者	益田市商業・サービス業感染症対応支援事業	感染防止対策にかかる経費の一部を助成 [補助率] 4/5以内 [上限額] 80万円(下限額8万円) ※詳しくは市ホームページをご覧ください。	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
	地域資源を活用した商品開発・販路開拓を行う事業者	益田市商品開発・販路開拓支援事業	①商品開発・改良支援事業 [補助率] 2/3 [限度額] 50万円 ②販路開拓・拡大支援事業 [補助率] 2/3 [限度額] 国内:10万円 海外:30万円	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
	令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期と比較して30%以上減少している中小事業者等	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る固定資産税の特例措置	事業用家屋および設備等の償却資産にかかる令和3年度分固定資産税を軽減 [軽減率] 収入減少率が30%以上50%未満:1/2 収入減少率が50%以上:全額 [申請期限] 令和3年1月末まで	市税務課固定資産税係 ☎ 31-0610 FAX 23-3929
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置に、新型コロナウイルス感染症に関する措置が規定 [措置対象期間] 令和2年5月7日～令和3年1月31日 ※詳しくは問い合わせください。	本助成金および新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口 島根労働局雇用環境・均等室 ☎ 0852-20-7007
農業者向け	2月～4月に出荷実績のある野菜、花き、果樹、茶等生産者	高収益作物次期作支援交付金	次期作に向け、種苗等の資材購入や機械レンタル等の支援 [交付額] 10aあたり5万円(施設花き:10aあたり80万円、施設ぶどう:10aあたり25万円) [申請先] 益田市農業再生協議会	市農林水産課 ☎ 31-0312 FAX 24-0452
	肉用牛子牛生産者	優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	肉用子牛の品種区分ごとの全国平均価格(月別)が発動基準を下回った場合に設定された取組メニューを行う生産者を支援例)黒毛和種子牛価格が57万円未満になれば3万円/頭を交付 [申請先] JAしまね	市農林水産課 ☎ 31-0312 FAX 24-0452
	契約的取引継続に取組む野菜・花き、果樹、茶、酒米生産者および販路拡大に取組む肥育農家など	経営継続・次期作緊急支援事業	①契約取引生産支援…野菜、花き、果樹、茶、酒米は10aあたり2万円(上限100万円/経営体) ②肉用牛の販路拡大取組支援…肉用牛は1.8万円/頭(上限120頭/戸)など [申請先] 益田市農業再生協議会またはJAしまね	市農林水産課 ☎ 31-0312 FAX 24-0452
	貸付 農業者	令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金	農業経営の維持に必要な運転資金 [限度額] 年間販売額の減少額または見込額(上限1,200万円) [融資利率] 年0.1%(融資実行後5年間は無利子) [申請期限] 令和2年9月30日までに融資を受けること [申請先] JAしまね	市農林水産課 ☎ 31-0312 FAX 24-0452